

3月27日・4月3日に臨時日曜窓口を開設します

3月、4月は、転入・転出者が多く、市役所の窓口が混雑します。このため、次のとおり臨時の日曜窓口を開設します。

**開設日時** 3月27日(日)、4月3日(日)  
両日午前9時～午後5時

**開設窓口・取扱業務**  
別表1のとおり

※手続きには、本人確認書類や添付書類などが必要な場合があります。詳しくは、事前に開設窓口にお問い合わせください

(別表1) 臨時日曜窓口 開設窓口・取扱業務

開設窓口	取扱業務	
<b>本</b> 市民課 (☎22459)	住民票の写し、戸籍謄抄本の交付 印鑑登録の受付および印鑑登録証明書の交付 転入届、転出届、転居届、戸籍に関する届出の受付 マイナンバーカードの交付などの手続き パスポート(日本国旅券)の交付 ※パスポート(日本国旅券)の申請業務は取り扱いません	
<b>本</b> 保険年金課 (☎22461)	国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療に関する手続き ※一部取り扱うことができない場合があります	
<b>本</b> 税務課	市民税係 庶務・諸税係 (☎22113)	所得証明書、課税証明書、非課税証明書、所在地証明書の交付 ※住民税の申告受け付けなどの課税業務は取り扱いません
	資産税係 (☎22189)	評価通知書、評価証明書、公課証明書、公函などの写しの交付 ※課税業務は取り扱いません
<b>本</b> 納税課 (☎22390)	市税などの収納 納税証明書の交付	
<b>本</b> 上下水道局 料金窓口:(株)両毛 ビジネスサポート 渋川事業所 (☎22531)	水道の開始・休止、名義変更、水道料金請求先変更の受付 口座振替の変更・解約 水道料金などの収納 ※現地対応は行いません	

※各行政センターでは開設しません  
※他の市区町村、関係機関への照会を必要とする手続きは、処理できない場合があります  
※[収入印紙][県証紙]などが必要な場合は持参してください(臨時日曜窓口の開設日に市役所の地下売店は休業しています)

成年年齢引下げに伴う  
消費者トラブルに  
ご注意ください

民法の改正により、4月1日から成年年齢が18歳になります。

成年に達すると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約し、ローンを組めるようになりますが、代わりに民法の「未成年者取消権」による取り消しができなくなります。

特に、高校・大学在学中で、新たに成年に達した人を狙う悪質商法などのトラブルに注意してください。

詳しくは、**本**市民協働推進課(☎22463)へ。

〈契約などの消費者トラブルに関する問合せ〉

▷市消費生活センター(☎22325)

〈貸金業に関する問合せ〉

▷日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター(☎0570-051-051)

▷関東財務局前橋財務事務所理財課(☎027-896-2909)

令和4年度の固定資産税に関する  
縦覧・閲覧を行います

縦覧帳簿の縦覧

令和4年度固定資産税に係る土地・家屋について、自己の資産の価格が適正かどうか、市内のほかの物件と比較できる制度です。

**縦覧期間** 4月1日(金)～5月2日(月)

**縦覧場所** ▽税務課、各行政センター(土・日曜日、祝日を除く) ▽渋川駅前証明サービスコーナー(火曜日を除く)

**対象** 別表2のとおり

**手数料** 無料

**持ち物** 本人確認書類(運転免許証など)

※申請者により、他に必要書類があります(別表2参照)

課税台帳の閲覧

自己の資産の価格、課税標準額などが確認できます。

借地・借家人なども、関係する固定資産の閲覧が可能です。

**閲覧開始日** 4月1日(金)

**縦覧場所** 税務課、各行政センター(土・日曜日、祝日を除く)

**対象** 別表2のとおり

**手数料** 300円

**縦覧期間**(4月1日(金)～5月2日(月))は無料

**持ち物** 本人確認書類(運転免許証など)

※申請者により、他に必要書類があります(別表2参照)

詳しくは、**本**税務課(☎22189)へ。

(別表2)

申請者	縦覧(※1)	閲覧
納税者	○	○
納税者と同居の親族		
納税管理人		
相続財産管理人	○(※2)	○(※3)
相続人		
借地人・借家人	×	○(※3)
固定資産税の処分をする権利がある人として総務省令で定める人		
納税者などから委任を受けた人	○(※4)	

※1 納税者ではない納税義務者(免税点未満の納税義務者など)は縦覧できません  
※2 相続人代表者以外の人は、相続関係を証明する書類が必要です  
※3 権利関係を証明する書類が必要です  
※4 委任状が必要です